

計画作成年度	令和3年度
計画主体	三沢市

三沢市鳥獣被害防止計画

令和4年1月17日作成

<連絡先>

担当部署名 三沢市役所 経済部 農政課
所在地 青森県三沢市桜町1丁目1番38号
電話番号 0176-53-5111 (内線268)
FAX番号 0176-52-7513
メールアドレス msw_nousei@misawashi.aomori.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	カラス、キジバト、カモ類（カルガモ、マガモ）、サギ類（ゴイサギ、ダイサギ）、スズメ、ニホンジカ、ニホンザル、イノシシ、アライグマ、ハクビシン、タヌキ、アナグマ、キツネ、ツキノワグマ
計画期間	令和4年度～令和6年度
対象地域	三沢市全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和2年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
カラス	水稲、野菜（ニンジン、ダイコン、キャベツ、ゴボウ、ハクサイ）	被害はあるが、被害実態の把握が出来ていない。
キジバト	水稲、野菜（豆類）	被害はあるが、被害実態の把握が出来ていない。
カモ類	水稲	被害はあるが、被害実態の把握が出来ていない。
サギ類	—	—
スズメ	—	—
ニホンジカ	—	—
ニホンザル	—	被害はないが、近年目撃情報が増加傾向にある。
イノシシ	—	—
アライグマ	野菜（スイートコーン）	被害はあるが、被害実態の把握が出来ていない。
ハクビシン	—	—
タヌキ	野菜（スイートコーン）	被害はあるが、被害実態の把握が出来ていない。
アナグマ	—	—
キツネ	—	—
ツキノワグマ	—	被害はないが、近年目撃情報が増加傾向にある。
合計	—	—

(2) 被害の傾向

カラス	市内全域において水稲、野菜（ダイコン、ニンジン等）の生育期に、野菜の引き抜きや食害が発生している。
キジバト	市内全域において水稲、野菜（豆類）の生育期に、引き抜きや食害が発生している。
カモ類	市内全域において田植え後の苗の引き抜きによる被害が発生している。
サギ類	近年、農作物被害は発生していないが、田植え後の圃場での目撃があるため、水稲への被害が懸念される。
スズメ	近年、農作物被害は発生していないが、田植え後の圃場での目撃があるため、水稲への被害が懸念される。
ニホンジカ	農林業被害の実態は確認できていないが、市内で目撃情報があることから、今後、農林業被害の発生が懸念される。
ニホンザル	農作物被害の実態は確認できていないが、市内での目撃情報が多数あることから、今後、農作物被害が懸念される。
イノシシ	農林業被害の実態は確認できていないが、市内で目撃情報があることから、今後、農林業被害や畜産関係への被害が懸念される。
アライグマ	農作物被害の実態は確認できていないが、市内での目撃情報が多い傾向にある。今後、農作物被害及びビニールハウス被害が懸念される。
ハクビシン	農作物被害の実態は確認できていないが、市内で目撃情報があることから、今後、農作物被害及びビニールハウス被害が懸念される。
タヌキ	農作物被害の実態は確認できていないが、市内での目撃情報が多い傾向にあることから、今後、農作物被害が懸念される。
アナグマ	農作物被害の実態は確認できていないが、出没した場合に農作物被害が懸念される。
キツネ	農作物被害の実態は確認できていないが、市内で目撃情報があることから、今後、農作物被害が懸念される。
ツキノワグマ	農作物被害の実態は確認できていないが、市内で目撃情報があることから、今後、人的及び農林業被害が懸念される。

(3) 被害の軽減目標

対象鳥獣	指標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和6年度)
カラス	被害面積	—	—
	被害金額	—	—
キジバト	被害面積	—	—
	被害金額	—	—
カモ類	被害面積	—	—
	被害金額	—	—
サギ類	被害面積	—	—
	被害金額	—	—
スズメ	被害面積	—	—
	被害金額	—	—
ニホンジカ	被害面積	—	—
	被害金額	—	—
ニホンザル	被害面積	—	—
	被害金額	—	—
イノシシ	被害面積	—	—
	被害金額	—	—
アライグマ	被害面積	—	—
	被害金額	—	—
ハクビシン	被害面積	—	—
	被害金額	—	—
タヌキ	被害面積	—	—
	被害金額	—	—
アナグマ	被害面積	—	—
	被害金額	—	—
キツネ	被害面積	—	—
	被害金額	—	—
ツキノワグマ	被害面積	—	—
	被害金額	—	—
合計	被害面積	—	—
	被害金額	—	—

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	カラス、キジバト、カモ類、サギ類、スズメによる農作物被害に対して、対象鳥獣の捕獲を依頼し、銃器や箱わなによる捕獲を実施した。	対象鳥獣の捕獲に従事する一般社団法人青森県猟友会三沢支部(以下、猟友会) 会員の高齢化や捕獲期間が農繁期と重なることが多く、捕獲に従事する会員が集まらないこともある。また、農家からの被害情報が少なく、被害の実態把握が困難となっている。
防護柵の設置等に関する取組	防護柵は設置していないが、カラス、キジバト、スズメの被害を受けた農家自らが防護ネットや防鳥テープを設置し被害防止に努めている。	防護柵の設置に関しては初期投資や維持管理に係る手間や経費が課題となっている。

(5) 今後の取組方針

- ・市内における鳥獣被害の実態を把握するために、農家や農協などから被害情報の収集および被害実態調査を行い、今後の被害防止対策に生かしていく。
- ・対象鳥獣の捕獲に対応するため、箱わなや猟銃の取り扱いが可能な人材を育成する。
- ・農家自身による作物残さの除去や圃場周辺の環境整備などの自己防衛意識の啓発を図っていく。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

農作物被害を受けた農家からの依頼により、農作物被害状況を確認し、巡回等の追払い活動を行い、必要な場合は猟友会へ委託し、対象鳥獣の捕獲等の活動を行う。

また、市は猟友会等の関係機関・団体や地域住民等と連携し、被害状況や捕獲・追払い活動に関する情報を共有し、効果的な捕獲活動を支援する。

ニホンジカ、イノシシ及びツキノワグマの捕獲は、わな及びライフル銃以外の銃器を基本とするが、この方法での捕獲が困難な場合は、射程が長く、捕獲能力の高いライフル銃を使用する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度 ～ 令和6年度	カラス、キジバト、カモ類、サギ類、スズメ、ニホンジカ、ニホンザル、イノシシ、アライグマ、ハクビシン、タヌキ、アナグマ、キツネ、ツキノワグマ	<p>猟友会等の関係団体と連携して、鳥獣被害防止対策の担い手となる人材の育成に努める。</p> <p>対象鳥獣の捕獲については、被害の状況を見極め、より効果的な捕獲手法を検討する。</p>

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>対象鳥獣の捕獲については、「青森県有害鳥獣捕獲事務取扱要領」に基づき、農林業被害が拡大しないように、被害発生時期に応じた計画的な捕獲を実施する。</p> <p>①カラス 平成30年度～令和2年度の捕獲実績は、年平均452羽であり、捕獲計画数を500羽とする。</p> <p>②キジバト 平成30年度～令和2年度の捕獲実績は、年平均12羽であり、捕獲計画数を20羽とする。</p> <p>③カモ類 平成30年度～令和2年度の捕獲実績は、年平均13羽であったが、引き続き水稲への被害を防止するため、捕獲計画数を20羽とする。</p> <p>④サギ類 これまで捕獲実績はないが、水稲への被害を防止するため、捕獲計画数を必要最小数とする。</p> <p>⑤スズメ これまで捕獲実績はないが、水稲への被害を防止するため、捕獲計画数を必要最小数とする。</p>

⑥ニホンジカ、イノシシ

これまで捕獲実績はないが、目撃情報があった場合には、地域への定着を防ぐために積極的に予察捕獲を行い、可能な限り捕獲する。

⑦ツキノワグマ

これまで捕獲実績はないが、農林業への被害等を防止するため、捕獲計画数を必要最小数とする。

⑧ニホンザル、タヌキ

平成30年度～令和2年度の捕獲実績は少ないが、農作物への被害等が発生しないように、捕獲計画数を必要最小数とする。

⑨アライグマ、ハクビシン

外来生物であることから、地域への定着を防ぐために積極的に予察捕獲を行い、可能な限り捕獲する。

⑩アナグマ、キツネ

平成30年度～令和2年度の捕獲実績は少ないが、農作物への被害等が発生しないように、捕獲計画数を必要最小数とする。

【過去の捕獲実績】

対象鳥獣	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平均
カラス	514羽	431羽	410羽	452羽
キジバト	3羽	10羽	24羽	12羽
カモ類	35羽	2羽	2羽	13羽
サギ類	—	—	—	—
スズメ	—	—	—	—
ニホンジカ	—	—	—	—
ニホンザル	—	—	—	—
イノシシ	—	—	—	—
アライグマ	—	—	—	—
ハクビシン	—	—	—	—
タヌキ	—	1頭	—	1頭
アナグマ	—	—	—	—
キツネ	—	1頭	—	1頭
ツキノワグマ	—	—	—	—

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
カラス	500羽	500羽	500羽
キジバト	20羽	20羽	20羽
カモ類	20羽	20羽	20羽
サギ類	必要最小数	必要最小数	必要最小数
スズメ	必要最小数	必要最小数	必要最小数
ニホンジカ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
ニホンザル	必要最小数	必要最小数	必要最小数
イノシシ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
アライグマ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
ハクビシン	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
タヌキ	必要最小数	必要最小数	必要最小数
アナグマ	必要最小数	必要最小数	必要最小数
キツネ	必要最小数	必要最小数	必要最小数
ツキノワグマ	必要最小数	必要最小数	必要最小数

捕獲等の取組内容
<p>対象鳥獣：カラス、キジバト、カモ類、サギ類、スズメ 捕獲手段：銃器（ライフル銃以外の銃器） 実施期間：春～秋 実施場所：農作物被害のあった周辺において、関係団体と協議し二次災害の危険等を考慮した上で、捕獲に適した場所を設定する。</p>
<p>対象鳥獣：ニホンジカ、ニホンザル、イノシシ、アライグマ、ハクビシン、タヌキ、アナグマ、キツネ、ツキノワグマ 捕獲手段：わな、銃器 実施期間：農林業被害が発生した場合等 実施場所：捕獲の必要性が生じた場合には周辺の住環境等を考慮しながら、捕獲に適した場所を設定する。</p>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<p>ニホンジカ、イノシシ及びツキノワグマの捕獲は、わな及びライフル銃以外の銃器を基本とするが、この方法での捕獲が困難な場合は、射程が長く、捕獲能力の高いライフル銃を使用する</p>

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
	なし（権限委譲済み）

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
—	なし		

(2) その他被害防止に関する取組

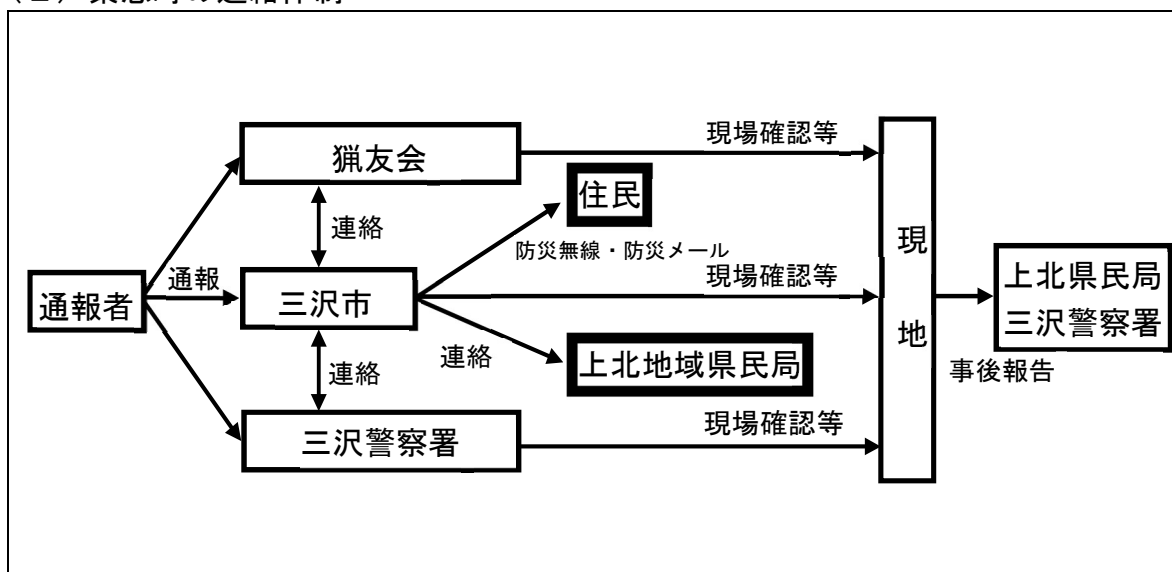
年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度 ～ 令和6年度	カラス、キジバト、カモ類、サギ類、スズメ、ニホンジカ、ニホンザル、イノシシ、アライグマ、ハクビシン、タヌキ、アナグマ、キツネ、ツキノワグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・農作物被害等の情報収集および被害状況の調査 ・農家や住民等による「地域ぐるみの鳥獣被害防止対策」の実施に向けた助言等

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
三沢市	<ul style="list-style-type: none"> ・現地確認等 ・防災無線等による注意喚起 ・警察署や猟友会への連絡
(一社) 青森県猟友会三沢支部	<ul style="list-style-type: none"> ・見回り、現地確認等 ・捕獲対応
三沢警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・現地確認等 ・銃器等の取り扱い指導、助言
上北地域県民局地域農林水産部（林業振興課及び農業普及振興室）	<ul style="list-style-type: none"> ・市への指導、助言、被害状況把握

(2) 緊急時の連絡体制



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した対象鳥獣は、「青森県有害鳥獣捕獲事務取扱要領」に基づき、適正に処理する。

なお、捕獲した鳥獣の処理体制については、三沢市廃棄物担当部局と連携し、捕獲者や廃棄物処理業者等の関係者に周知する。

また、三沢市鳥獣被害防止対策協議会の捕獲事業により捕獲された鳥獣は、協議会の構成員である三沢市等が廃棄物の排出者として適正に処理する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

捕獲した対象鳥獣は、捕獲数が少なく食品としての利用促進が困難であるため、上記6のとおり適切に処理する。

また、その他の有効な活用も困難である。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	三沢市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
三沢市経済部農政課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協議会に関する連絡・調整 ・ 被害防止対策の実施 ・ 対象鳥獣の捕獲の決定
(一社) 青森県猟友会三沢支部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象鳥獣の捕獲の実施 ・ 自己防衛対策の指導、助言
三沢警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・ 銃器等の取扱い指導、助言
上北地域県民局地域農林水産部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象鳥獣関連情報の提供、被害防止技術の指導、助言
おいらせ農協三沢本店	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農作物被害に関する情報提供

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
上十三地区森林組合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象鳥獣の目撃や林業被害等に関する情報提供

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

なし

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

鳥獣被害防止対策に関する研修会等に積極的に参加する。
対象鳥獣が三沢市境周辺に出没する場合は、その隣接する市町村と連携し、必要な被害防止対策を講じる。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

なし